全国市長会の「動き」

11月19日~12月16日

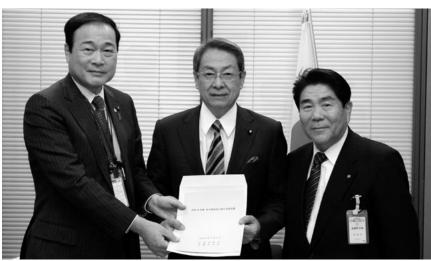
全国市長会ホームページURL

http://www.mayors.or.jp/

まえ、現行制度を堅持すること、③車体課験等の観点から制度の根幹を揺るがす見直策等の観点から制度の根幹を揺るがす見直がする固定資産税については、国の経済対対する固定資産税については、国の経済対対する固定資産税については、国の経済対対の多様な援助策が講じられていることを踏高が乗り回りでは、①地方交付税については、具体的には、①地方交付税については、

面談のうえ合同要請公明党の斉藤税制調査会長等にいより自由民主党の石田団体総局長、「平成26年度 地方税財政に関する意見書」「本成26年度 地方税財政に関する意見書」

現行制度を堅持すること等を要請した。 現行制度を堅持すること等を要請した。 自動車の大型化・高性能化及び自動車税と 自動車の大型化・高性能化及び自動車税と の負担の均衡等を考慮した税率の見直しを が高さと、④ゴルフ場利用税については、軽 自動車の大型化・高性能化及び自動車税と の負担の均衡等を考慮した税率の見直しを の負担の均衡等を考慮した税率の見直しを があること等を要請した。



自由民主党の石田真敏団体総局長(中央)に要請する森会長(左)と藤原全国町村会会長(右)

66

出席し、平成26年度地方財政対策及び 地方税制改正について意見交換 |総務大臣・地方六団体会合]|に森会長が

席し、 明を聴取した後、意見交換を行った。 らは新藤総務大臣をはじめ政務三役等が出 をはじめ地方六団体の各代表が、総務省か が総務省において開催され、本会の森会長 11月27日、「総務大臣·地方六団体会合_ 地方税財政に係る現状等について説

おいて、 ては、 することのないよう支援したい旨の発言が を願いたい、 は行わないが、 来年度の地方公務員給与について削減要請 水準まで回復しておらず、地域経済が腰折れ 新藤総務大臣からは、 本年度をもって終了することとなり、 国家公務員の給与削減措置につい また、 引き続き給与適正化等の努力 地方税収は未だ十分な 冒頭のあいさつに

面談のうえ要請

行制度を堅持すること、④地方法人課税の見 すること、③ゴルフ場利用税については、現 が生じることのないよう代替財源を必ず確保 体課税の見直しに当たっては、 きではなく、現行制度を堅持すること、②車 制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべ 産税については、 森会長からは、 ①償却資産に対する固定資 国の経済対策等の観点から 市町村に減収

財

持

必要な地方財源を確保すべき旨を要請した。 地方財政計画の歳出を拡充することにより、 行うものではないことを明確にしたうえで 方税源の偏在是正は国の歳出削減のために 源涵養の努力が報われる税制を堅持し、 直しの具体化に当たっては、 分反映するとともに、企業誘致など地方の税 地方の意見を十 地

[財政部]

都市税財政に関する意見書」により 自由民主党の金子税制調査会幹事 西銘総務部会長、公明党の山口代表等に 本間・ひたちなか市長が「平成26年度 都市税制調査委員会副委員長の

#3

却資産に対する固定資産税の現行制度の 談のうえ、「平成26年度都市税財政に関する 意見書」により、 交通委員長、 屋正忠総務部会顧問、 務部会長、 金子原二郎税制調査会幹事、 本間 源の 12月2日、 車体課税の見直しに伴う安定的な代替 確保、 ・ひたちなか市長は、 務台俊介総務部会副部会長、 公明党の山口那津男代表に面 都市税制調查委員会副委員長 ゴ ルフ場利用税の現行制度の 地方交付税の総額確保、 梶山弘志衆議院国 西銘恒 自由民主党の 堅 償 土 土 総

堅持について要請を行った。

源を必ず確保するとともに、 確保いただきたい、 を堅持したうえで、 ③車体課税の見直しに当たっては、 基幹税として現行制度を堅持いただきたい おり、これらの税源涵養の努力も踏まえ、 定資産税については、 ても地元企業等への独自の支援策を講じて 具体的には、①歳出特別枠及び別枠加 ②償却資産に対する固 地方交付税総額を必 ひたちなか市にお 軽自動車に 代替財 ず



自由民主党の金子原二郎税制調査会幹事(左)に要請する本間・ひたちなか市長(右)

[財政部]

基本法案(骨子案)について」を提出自民党道州制推進本部に「道州制推進

議座長の清水・立川市長が出席した。本会及び全国市議会議長会に対して説明を本会及び全国市議会議長会に対して説明を本会及び全国市議会議長会に対して説明を

正の説明を受け、本会の考え方を「道州制工の意向を把握し、十分な検討を行うべきであることなどについて述べている。 この説明を受け、本会の考え方を「道州制工の議論に関わらず、我々の声をよく聞いて地の議論に関わらず、我々の声をよく聞いて地の議論に関わらず、我々の声をよく聞いて地の意向を把握し、十分な検討を行うべきであることなどについて述べている。

の発言があった。

[行政部

努力のしがいが無いということにもなりかね事が増えるというようなことになると非常に

れたが、総人件費の抑制のなかで、

地方の仕

の影響を緩和するための給付措置が盛り込まい。消費税率の引き上げによる子育て世帯へ

#5 国と地方の協議の場(平成25年度第3回)

な局面に向け、 皆様の声を聞きながら、地方分権改革を新た 国を元気にするために皆さんと力を合わせて 再生、財政健全化を同時に達成していく。 催され、 第4次一括法案を提出する。 譲等を着実に実施するため、 いきたい。第二次地方分権改革はその残され 26年度予算によって、国と地方を通じた経済 好循環実現のための経済対策をとりまとめ 策」「地方分権の推進」について協議を行った。 た課題である国から地方への事務・権限の移 た。今後、 対策」「平成26年度予算編成及び地方財政対 冒頭、 12 月 12 日、 安倍総理大臣からは、「去る5日に 本会からは森会長が出席し、 補正予算と現在編成している平成 国と地方の協議の場が官邸で開 力強く進めてまいりたい」旨 今後も、 次期通常国会に 地域の 「経済

とも国と地方とが連携、

協力してまいりた

今後とも地域経済の回復、前進について是非好転しているとは言い切れない状況である。



「国と地方の協議の場」に出席する森会長

ただきたい、等を発言した。件費が増えるということを是非ともご理解いないので、地方も仕事が増えればそれだけ人

をしっかり積み、そして別枠加算を維持する 是非とも偏在是正をし、地域を隅々までアベ なってしまい、 たものが地方の法人税に振り替わっただけと 持されないと、単に別枠加算で国が出してい ためには歳出の特別枠と歳入の別枠加算が維 えないと偏在是正機能は発揮できない。その するということになったが、交付税の額が増 正ということで、法人住民税の一部を国税化 策について、 ことをお願いする、旨を発言した。 ノミクスの恩恵を行き渡らせるためにも歳出 次に、 平成26年度予算編成及び地方財政対 地方六団体からは、 地方の地域経済は守れない。 今回偏在是

森会長からは、まず、税制改正については、 (情却資産に係る固定資産税とゴルフ場利用税が堅持されたことを感謝する。車体課税についても、関係者が大変努力をされたと思うが、いても、関係者が大変努力をされたと思うが、は、歳出特別枠の充実と地方交付税の別枠加は、歳出特別枠の充実と地方交付税の別枠加は、歳出特別枠の充実と地方交付税の別枠加け、 地方も更なる経済対策に向けて努力し中で、地方も更なる経済対策に向けて努力していきたい。また、地方法人課税の見直しにていきたい。また、地方法人課税の見直しに

> ているが、大きな影響が生じる団体もあるので、具体的な制度の内容をできるだけ早期に明らかにしていただきたい、等を発言した。 次に、地方分権改革の推進について、新藤地方分権改革担当大臣から配布資料に基づいて説明があった後、地方六団体からは、規制て説明があった後、地方六団体からは、規制をつ中で動けるようにしてもらいたい、等の発言をした。森会長からは、例えば、農地転用や日本の活力につなげていくためにNPO団体等の活動などについての規制緩和をお願いしたい、等を発言した。

最後に菅官房長官から、経済対策や地方財政対策等、本日の会議での地方の皆さんからのご意見を踏まえて適切に対応して参りたい。地方分権については、次期通常国会に第4次一括法を提出して第2次分権改革に一区場制緩和に確り取り組んで行きたい、旨の発制があった。

[企画調整室]

#6 (全国市長会会長コメント)を発表 (全国市長会会長コメント)を発表

12月12日、与党において、「平成26年度税

市町村の法人課税分も対象とされ

同コメントでは、①市町村の基幹税目であて」(全国市長会会長コメント)を発表した。長は、「平成26年度与党税制改正大綱につい長は、「平成26年度与党税制改正大綱につい

また、③四輪等の軽自動車については平成が図られたことについて評価した。

率を引き上げ、

市町村の自主財源の充実確保

係者に感謝するとともに、②軽自動車税の税

用税について、

現行制度が維持され、

与党関

る償却資産に係る固定資産税や、ゴルフ場利

ず、 こと、④法人住民税の一部を国税化し地方交 ど、自動車取得税の軽減、廃止に伴う補てん 27年度以降の新規取得者を対象としているな ことについて求めた。 在是正措置をさらに進めるとされていること 綱で消費税率(国・地方)10%段階において偏 な地方交付税総額を確保することや、 に、別枠加算を維持すること等により、 に行うのではないことを明確にするととも 付税の原資とすることは国の歳出削減のため とのないよう適切な財源措置を確実に講じる 自治体の意見を十分踏まえ、 に対して、その制度設計に当たっては、 措置として必ずしも十分なものとなっておら 今後の市町村財政運営に支障が生じるこ 幅広く検討する 5同大 都

財政部

平成25年全国市長会を取り巻く主な動き

■第83回全国市長会議等を開催

事故 長岡市長が会長に三選。 7件の決議を決定。 決議」「都市税財源の充実強化に関する決議」 決議」「真の分権型社会の実現を求める決議 する決議」「東京電力福島第一原子力発電所 議」「地震・津波等防災対策の充実強化に関 「社会保障制度の充実強化に関する決議」 国による地方公務員給与削減要請に対する 東日本大震災からの復旧・復興に関する決 6月5日、 への対応と原子力安全対策等に関する 第83回全国市長会議等を開催。 同会議において、 森 0)

まづくりへ」と題して講演。 2013」を開催、九州旅客鉄道株式会社代2013」を開催、九州旅客鉄道株式会社代

■全閣僚を構成メンバーとする地方分権改

閣僚を構成メンバーとする「地方分権改革推めるため、内閣総理大臣を本部長とし、全めるため、内閣総理大臣を本部長とし、全政府は、3月8日、地方分権改革の推進

戦略会議」は、同日付で廃止。伴い、前政権において設置された「地域主権准本部」の設置を閣議決定。同本部の設置に

新第3次一括法が成立

6月7日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の 整備に関する法律(新第3次一括法)」が成立。 整備に関する法律(新第3次一括法)」が成立。 整備に関する法律(新第3次一括法)」が成立。 整備に関する法律(新第3次一括法)」が成立。 を発となった第3次一括法案の 提出され、廃案となった第3次一括法案の 提出され、廃案となった第3次一括法案の 表で、単方からの提案を盛り込んだ ので、関係する行法律を一括して改正する法案として、 る74法律を一括して改正する法案として、

■地方公共団体への事務・権限の移譲等に

政府の「地方分権改革有識者会議」におい

方針」が決定。 方針」が決定。 方針」が決定。 大会は、国から地方公共団体への事務・権限の移譲について、9月13日、地方分権権限の移譲について、9月23日、地方公共団体での事務・

「当面の方針」において検討対象となっている国の事務・権限に係る100事項、及び第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し方針案」を了承。権限の移譲等に関する見直し方針案」を了承。権限の移譲等に関する見直し方針案」を了承。権限の移譲等に関する見直し方針案」を了承。を方向を明らかにする「地方分権改革の総括と展望(中間とりまとめ)」を決定。

成26年の通常国会に提出される予定。本部」において「見直し方針案」が決定され、市事項については、所要の一括法案等が平た事項については、所要の一括法案等が平の26年の通常国会に提出される予定。

■第30次地方制度調査会が答申を取りまとめ

が盛り込まれた「大都市制度の改革及び基例市の統合、より弾力的な広域連携制度等県から指定都市への権限移譲、中核市・特県がら指定都市への権限移譲、中核市・特別では、対して、都道府

手交。 答申」を取りまとめ、 礎自治体の行政サービス提供体制に関する 6月25日、 安倍総理に

ついて―」を取りまとめ 方交付税削減・地方公務員給与削減要請に 「全国市長会の緊急アピール ―国による地

月から いても、 28日 の削減に理解を求める大臣書簡を送付 削減するとした地方財政対策を決定。 することを前提として、 ることを閣議決定。 国に準じて必要な措置を講じるよう要請す の府は、 新 国家公務員と同様の給与削減を実施 藤 各地方公共団体において速やかに 1 月 24 日、 総務大臣が、 1月27日、平成25年7 地方公務員給与につ 地方公務員給与を 地方公務員給与 1月

ピール 方公務員給与削減要請について―」 急アピール―国による地方交付税削減・地 するとともに、 見を聞きながら検討すること等を再三要請 と地方側とで検討する場を設け、 員給与の今後のあり方については、 方針の押し付けを行わないこと、 本会では、 記者会見等において本会の主張をア 地方公務員給与の決定に国の 2月20日、「全国市長会の緊 地方の意 地方公務 を取りま 総務省

人的支援派遣を決定 ■東日本大震災に係る被災市町村に対する

らに、 採用等が決定 遣を実施し、 び被災県との協力により中長期的な職員派 支援を依頼 た、元職員等の情報提供により、 人的支援について、 東日本大震災に係る被災市町村に対する 平成26年度においても引き続き人的 約550名の派遣が決定。 (平成25年12月1日現在)。 全国町村会、 約50名の 総務省及 さ ま

0)

ŋ に の本格実施等に伴い膨大な事務が発生して に関して13項目が対応可能と回答。 5 月 21 日、 わ 福島及び茨城の各県市長会からの提案を基 があることから、 化等を国に対して積極的に働きかける必要 いる状況に鑑み、 たる事務手続きの緩和・簡素化を要請。 まとめ、 一方で、被災市町村において、 全国町村会との連名による要請書を取 復興庁から本会に対し、 復興大臣等に対し、 事務手続きの緩和・簡素 4月5日、 岩手、 計59項目に 復興事業 同 宮城、 要請

南

■災害対策法制の整備

月7日、 特別警報の新設等を盛り込んだ「気象業務法 特 別警報の導入につい 気象庁に意見を提出。 て、 本会では、 5 月 24 日 3

> 及び国土交通省設置 」が可決 ・成立。 法 の一 部を改正する法

に提出。 成立。 震、 災害からの復興に関する法律」が可決・成立。 対策基本法等の一部を改正する法律」 本会では、 及び「首都直下地震対策特別措置法」が可決 決・成立するとともに、 成や罹災証明書の交付等を盛り込んだ「災害 第二弾として、 に関する特別措置法の一 海 さらに、 上、3月5日、 また、 首都直下地震について、 南海地震に係る地震防災対策の推進 6月7日、 災害対策法制 発生が懸念される南海トラフ地 行政委員会委員市等に意見照会 避難行動要支援者名簿の作 各市の意見一覧を内閣 災害対策基本法改正 の見直しについ 部を改正する法律 6月17日、「大規模 11 月 22 日、 が可 「東 て、 府

成立。 防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が の充実強化に関する法律」がそれぞれ可決 12月5日、 くしなやかな国民生活の実現を図るため 災害への備えについては、 消防団を中核とした地域防災力 12月4日、 「強

■社会保障・ 税番号制度関係法案が成立

5 月 24 日、 「行政手続における特定の個 人

律 総務省に対して意見を提出 れに先立ち、本会では、 を識別するための番号の利用等に関する法 等が可決・成立し、 2 月 22 日 5月31日に公布。 内閣官 房 そ

等の選出 を進行中 などの確認、 設置するため設立委員会を開催し、 共同法人 地方公共団体情報システム機構を なお、 本会はじめ地方三団体では、 同機構設立までのスケジュール 立準備室の設置など、 委員長 準備 地方

|道州制に関する検討会議を設置

につい 行政委員会の下に「道州制に関する検討会議 は、 基本法案について検討中であるが、 (座長:清水・立川市長)]を設置 自 由民主党、 、て調 州制に係る基礎自治体の共通課題等 「査研究を行うため、 公明党において、 6月5日 道州制の 本会で

■平成25年度税制改正及び予算編成

度税制 編成 ·成24年12月の総選挙により、平成25年 改 正及び予算編成は19年ぶりに越年

たもの る住宅 見直しや軽減税率の導入などについては 制改正においては、 ロー 消費税率引上げに伴う車体課税 控除の延長・拡充が措置され 個人住民税におけ

> 平成26年度税制改正までに結論を得るとし、 先送り。

せず、 確保。 変動準備金を1年前倒しで活用 度補正予算と合わせて「15ヶ月予算」の考え方 円)するなどにより、 財源総額は前年度の地方財政計画と同水準を に即して編成され、 また、 しかし、 地方公共団体金融機構の公庫債権金利 地方財政対策については、平成24年 地方の財源不足の状況は改善 平成25年度の地方の一般 財源を確保 6 5 0 0 億

置と「好循環実現のための経済対策」を策定 ■消費税率引き上げに対応するための税制措

を確認。 議決定)を策定 つなげるため、 げと好循環の実現を図り持続的な経済成長に 応するとともに、その後の経済成長力の底上 4月1日より5%から8%へ引き上げること き、 る反動減を緩和して景気の下振れリスクに対 「好循環実現のための経済対策」(12月5日閣 国は、 兆円規模の税制措置 消費税率(国・地方)について、平成26年 これに伴い、 いわゆる「税制抜本改革法」に基づ 経済政策パッケージとして、 消費税率の引上げによ (10月1日閣議決定)と

■平成26年度税制改正

12 月12日、 自由民主党・公明党は 一平成

> 26年度税制改正大綱」を決定。 も現行制度を維持 る固定資産税やゴル フ場利用税は、 償却資産に係 e V ず n

を明記。 いては、 率をそれぞれ引き下げるとともに、 車を除く)、 引き上げ時において、 動車取得税については、 輪車等の また、 10 %引上げ時に廃止。 車体課税の見直しについて、 平成27年度以降に新規取得する四 新車の税率を引き上げることなど 営業用自動車及び軽自動車 自家用自動車 ②軽自動車 消費税率8% (軽自 消費税 -税に -の税 (1) 0)

率

化し、 ことを明記 ど、 果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるな 税を廃止するとともに現行制 は、 資化をさらに進め、 段階では、法人住民税法人税割の交付税原 るため、 の偏在性を是正し、 さらに、 関 ①消費税率8%段階で、 地方交付税原資化。 !係する制度について幅広く検討する 法人住民税法人税割の 地方法人課税の見直 財政力格差の 地方法人特別税・譲 ②消費税 地 度の意義や効 しにつ 域 部を国 縮 間 小を 率 0) 11 10 税 与 税 7 % 図 源

■プログラム法成立

進法に基づき、社会保障制度改革国 政府は、 10 月 15 日 社会保 障制 度 民 改 会議 革推

12月5日成立、同月13日公布・施行。
る法律案」(プログラム法案)を国会に提出、る法律案」(プログラム法案)を国会に提出、

を行 制度、 ては、 もに、 革の検討項目、 等を規定。 すものと考えられるものを講ずるに当たっ 改革を含め、 により必要な財源を確保すること、 0 能な社会保障制度の確立を図るため、 国会提出時期の目途を明らかにするとと 同法は、受益と負担の均衡がとれた持続可 消費税率引上げによる収入の活用等 地 介護保険制度等の改革について、改 その理解を得ることを目指すこと 方6団体の代表者等と十分に協議 地方自治に重大な影響を及ぼ 改革の実施時期と関連法案 国保の 医療

■生活保護法の一部を改正する法律・生活

実施するという基本的な考え方を維持しつび「生活困窮者自立支援法案」が、第185 回臨時国会に再提出され、12月6日に成立。 特に、生活保護法については、昭和25年の 法制定以来、約60年振りの抜本的な見直し。 同改正法は、必要な人には確実に保護を

施行)。

応行)。

施行)。

また、「生活困窮者自立支援法」は、生活限事業の実施、住居確保給付金の支給その援事業の実施、住居確保給付金の支給そのとし、平成27年4月1日に施行。

■中央教育審議会が教育委員会制度改革に

一中央教育審議会は、12月13日、「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」を取り方教育行政の在り方について(答申)」を取りまとめ、首長を執行機関、教育長を事務執まとめ、首長を執行機関、教育長を事務執まとめ、首長を執行機関、教育長を事務執まとめ、首長を執行機関、教育長を事務執まとめ、首長を執行機関、教育長を事務執まといる。 立部科学省は、同答申を踏まえて具体的文部科学省は、同答申を踏まえて具体的文部を行い、法律改正案を平成26年、「今後の地中央教育審議会は、12月13日、「今後の地中央教育審議会は、12月13日、「今後の地中央教育審議会は、12月13日、「一会の地方、「一会の本をいうない方、「一会の地方、「一会のも、「一会のも、「一会の地方、「一会のも、「一も、「一会のも、「一会のも、「一会のも、「一も、「一も、「一会のも、「一も、「一も、「一会のも、「一も、「一も、「一会のも、「一も、「一も、「一も、「一も、「一

■新たな農業政策に関する意見を決定

7月9日、TPP、経営所得安定対策、

策に関する意見」を決定。また、10月8日、政策に関する意見」を決定。また、10月8日、づけなど、「『農地中間管理機構』(仮称)等に関する緊急意見」を決定。さらに、11月13日、関する緊急意見」を決定。さらに、11月13日、民本型直接支払制度や再生可能エネルギーに関する項目を加え、改めて「新たな農業農地集積・集約化対策に関する「新たな農業

■新たなまちづくりを考える研究会を設置

活性化全国協議会」の役割を継承。

「新たなまちづくりを考える研究会」ので、「新たなまちづくりを考える研究会」ので、「新たなまちづくりを考える研究会」ので、「新たなまちづくりを考える研究会」ので発展的に解消することとされた「地域経済で発展的に解消することとされた「地域経済で発展的に解消することとされた「地域経済で発展的に解消することとされた「地域経済を関係である。

■第75回全国都市問題会議を開催

10月10日、11日の両日、大分市において、10月10日、11日の両日、大分市において、係で、第75回全国都市問題会議を開催。都市得て、第75回全国都市問題会議を開催。都市の健康づくりについて、人・まち・社会の総のは、大分市において、